

介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

1 事業者の概要

事業所名	桜丘・和田地域包括支援センター
事業所指定番号	神奈川県 第1403000076号
住所地・電話番号・E-mail	大和市下和田822-1 046-268-2621※ houkatu@wakien.jp
サービス担当地域	上和田、下和田、福田(2339～2617、5506～5696)
営業日・営業時間 (サービス提供時間)	月曜日～土曜日 8:45 ～ 17:45 * 12月30日～1月3日 を除く * 営業日・営業時間外は必要に応じて電話対応等を行います。

※災害等で電話が繋がらない場合のみ 090-9202-1388

2 法人の概要

法人名	社会福祉法人 山中福社会
代表者名	理事長 石井 敏英
所在地・連絡先	大和市下和田822-1 046-268-2733
法人が行う事業等	① 特別養護老人ホーム 和喜園(居宅介護支援事業所・短期入所含) ② 特別養護老人ホーム 和喜園田園(短期入所含) ③ 下和田ケアセンター ④ 桜丘・和田地域包括支援センター

3 職員体制(令和5年10月1日現在)

職 種	従事する種類・業務	人 員
管理者(センター長)	従業者及び業務の管理	1名(常勤兼務)
社会福祉士	総合相談支援・権利擁護業務、 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント・包括的・継続的ケアマネジメント	2名(常勤2名)
保健師		1名(常勤)
主任ケアマネジャー		1名(常勤)
ケアマネジャー		1名(常勤)
事務員	請求業務・電話対応等	1名(非常勤)

4 事業の運営方針

- (1) サービスの計画にあつては、利用者の意思を尊重します。利用者の意思を尊重し、心身の状況環境等を考慮し利用者が自立した生活を営むことが出来ることを目的とします。
- (2) 適正な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に供給されるように、利用者の立場で公正中立にサービス計画を作成します。
- (3) 事業の実施にあつては、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービスの調整に努め、要介護状態になることの予防に資するよう配慮します。

5 サービス利用料及び利用者負担

介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業は、原則として利用者の負担はありません。

6 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の定期開催。職員への周知。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待防止に関する定期的な研修。(年1回以上)
- (4) 担当者の選定。
- (5) 当該センター従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

7 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

本事業者における 相談窓口	所在地 大和市下和田822-1 対応時間 月曜日～土曜日の8時45分～17時45分 管理者(センター長) 椎名 満子 電話番号 046-268-2621 ファックス番号 046-268-2603
------------------	---

(2) 公的機関においても、次の窓口で苦情申出等ができます。

大和市 介護保険課	【介護予防給付】 所在地 大和市下鶴間一丁目1番1号 対応時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時(祝祭日は除く) 電話番号 046-260-5170
大和市 人生100年推進課	【介護予防・日常生活支援総合事業】 所在地 大和市鶴間一丁目31番7号 対応時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時(祝祭日は除く) 電話番号 046-260-5613
神奈川県国民健康 保険団体連合会	【介護予防支援】 所在地 横浜市西区楠町27番地1 対応時間 月曜日から金曜日の9時～17時(祝祭日は除く) 電話番号 045-329-3447(直通)

8 その他事業者の取り組み事項

(1) 職員の資質向上を図るための研修を計画的に実施しています。

- ・採用時研修(採用後1ヵ月以内)
- ・継続研修(年1回)
- ・虐待防止・権利擁護に関する研修(年1回以上)
- ・感染症に関する研修(年1回)
- ・事故防止に関する研修(年1回)

(2) ハラスメント対策への取り組み。

(3) 感染症等や災害発生時における業務継続への取り組み。